

草加市設計情報セキュリティ対策委員会設置要綱

令和6年3月5日 決裁

(設置)

第1条 本市における公共工事等の設計・積算情報（以下「設計情報」という。）の適正な取扱いを図るとともに、セキュリティ対策を講じるため、草加市設計情報セキュリティ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 設計情報のセキュリティ強化を図るため、国、県及び他市の設計・積算情報の管理手法について調査・研究を行い、必要な対応を示すこと。
- (2) 情報公開時における設計情報の公開内容に係る整理を行うこと。
- (3) その他設計情報のセキュリティ強化を図るための必要な事項

(組織)

第3条 対策委員会は、副市長、総合政策部副部長、総務部副部長、都市整備部副部長、建設部副部長、及び上下水道部副部長をもって組織する。ただし、副部長の職にある者が複数の場合は、当該部長が指名する者とする。

- 2 前項に定める者のほか、対策委員会は、事案に応じて、関係する部の副部長、所属長又は関係する部長が推薦するものを対策委員会の組織に加えることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 対策委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、建設部副部長をもって充てる。
- 4 委員長は、対策委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員の出席をもって成立する。

3 会議の進行は、委員長が行う。

4 会議は非公開とし、配布する資料の公開の可否については、その都度、委員長が判断する。

(関係者の出席)

第6条 対策委員会は、所掌事項に関し必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 対策委員会における調査、検討等の資料作成等を行うため、必要に応じワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員は、対策委員会が選任する。

(庶務)

第8条 対策委員会の庶務は、建設部建設管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月5日から施行する。